

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ④ 所得税の源泉徴収

**Q** : 私は、従業員10名ほどの会社の経理を担当していますが、先日、従業員の1人から、今月より源泉税を差し引かず、給料の全額を支給してほしいとの申し出がありました。そのとおりに全額支給してもよいでしょうか。

**A** : 従業員からの申し出は認められず、会社が必ず源泉税の徴収をしなければなりません。

### 【解説】

所得税法では、給与等の源泉徴収の対象となる所得を支払う者は、その支払いにかかる金額に対する所得税の源泉徴収をしなければならないこととされています。この源泉徴収をしなければならない者のことを源泉徴収義務者といいます。

源泉徴収義務者は、源泉徴収の対象となる所得を支払う者のすべてがなりますから、それが会社である場合はもちろん、個人事業者、人格のない社団・財団、組合、学校、官公庁であっても、原則として源泉徴収義務者になります。

しかし、徴収事務の負担を考慮して、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払いをする者に対しては、源泉徴収義務が免除されています。

今回、従業員の方からの申し出は、自分で税務署に確定申告に行くので、源泉徴収はしないでほしい、とのことだと思われそうですが、ご質問の場合は、家事使用人に対する給与ではありませんので、源泉徴収義務者として所得税を源泉徴収しなければなりません。

